

座間市教育委員会3月定例会会議録

- 1 開会日時 平成29年3月29日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 馬場 悠男 委員長職務代理者 小井田 由美子
 教育委員 鈴木 義範 教育委員 滝 久美子
 教育長 金子 槇之輔
- 4 出席職員 教育部長 土屋 寿美 教育総務課長 石川 俊寛
 学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 梶 弘之
 保健給食担当課長 杉浦 俊夫 教育研究所長 浜田 佐織
 生涯学習課長 浅野 寛 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 佐山 多佳子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	13	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	14	座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の制定について	教育総務課長	承認
3	15	座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の制定について	教育総務課長	承認
4	16	座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について	教育総務課長	承認
5	17	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	教育総務課長	承認
6	18	座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
1	4	県費負担教職員の人事異動について	学校教育課長	—
2	5	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

馬場委員長 皆様、おはようございます。只今より3月定例教育委員会を開会致します。
お諮り致します。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なし)

馬場委員長 それでは会期は3月29日今日一日と致します。
次に教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に滝委員
と鈴木委員を指名致します。

馬場委員長 続いて経過報告に移ります。経過報告について金子教育長お願い致します。

金子教育長 (経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
2月8日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
2月9日	木	第2回県・市町村教育委員会教育長会議	教育長
2月10日	金	座間保護区保護司会10周年記念式典	教育長
2月10日	金	小学生バレーボールチーム「ハンドタイガース」全国大会出場激励式	教育長
2月13日	月	政策会議	教育長
2月13日	月	臨時校長会議	教育長
2月14日	火	市総合教育会議	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
2月14日	火	学校訪問C(座間小)	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
2月15日	水	小学校教育研究会研究発表会	委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員
2月16日	木	第2回教育研究員全体会	教育長
2月20日	月	政策会議	教育長
2月20日	月	市防災会議	教育長
2月20日	月	市長定例記者会見	教育長

2月21日	火	学校訪問C(相模が丘小)	委員長職務代理者、滝委員、教育長
2月23日	木	市議会第1回定例会(開会・提案説明)	教育長
2月24日	金	市議会第1回定例会(総括質疑)	教育長
2月27日	月	叙位伝達式(元座間小学校長)	教育長
3月3日	金	市議会第1回定例会(一般質問)	教育長
3月5日	日	第51回市駅伝競走大会	委員長、教育長
3月6日	月	市議会第1回定例会(一般質問)	教育長
3月7日	火	市議会第1回定例会(一般質問)	教育長
3月8日	水	「座間ロータリークラブ」ランドセルカバー寄贈式	教育長
3月8日	水	定例校長会議	教育長
3月10日	金	中学校卒業式	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
3月14日	火	佐波古直明「手描友禅」作品展	教育長
3月17日	金	市いっせい防災行動訓練シェイクアウト プラス1 2017 IN ZAMA実施報告会	教育長
3月17日	金	神奈川県トラック協会「横断旗」寄贈式	教育長
3月19日	日	市少女マーチングバンド第20回定期演奏会	教育長
3月21日	火	公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団第2回臨時評議員会	教育長
3月22日	水	小学校卒業式	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
3月24日	金	市議会第1回定例会(閉会)	教育長
3月26日	日	市視聴覚教育研究協議会定期総会	教育長
3月26日	日	市青少年芸術祭舞踊部門公演「ダンシング IN ZAMA2017」	教育長
3月27日	月	市文化財保護委員会委嘱式	教育長
3月28日	火	3月議会事後調整会議	教育長

馬場委員長 ありがとうございます。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等はありませんか。

滝委員 3月ということで市内の小中学校で卒業式が執り行われました。私は西中学校の

卒業式に出席致しました。2月にご逝去された生徒への黙祷から始まり、校長先生の温かく、強く、心のこもった卒業生への送る言葉、そして逝去された生徒のご遺族からは配慮ある、素晴らしいご挨拶もあり、会場の皆さんもとても涙を堪えている様子がありました。厳粛な中にも、温かさが感じられ、卒業生も逝去された生徒のためにも立派な卒業式にしたいという気持ちが我々にも伝わってきました。会場で一つになった特別な素晴らしい門出としての卒業式であったと思います。

小井田委員長
職務代理

2月15日の小学校教育研究会に参加させていただきました。毎年2つの学校が研究発表をするのですが、今回は相模野小学校、相武台東小学校が発表されました。両校とも、豊かな心を育成するという主題のもとに協同的、対話的な授業スタイルを授業改善に結びつけて、これまで積み重ねてきたものを研究発表されていました。このことについては、現行の学習指導要領でも取り上げられています。そのこともありまして、市内の中学校でも研究テーマとして取り組んでいる内容でもあります。ここから先は私も実践をしましたので、感想も交えてお話しをさせていただくのですが、まず真っ先に成果として感じるのが、子供達の人間関係がとても温かくて良いものになるということです。それはお互いの考えや思いを受け止め合ったり、認め合うという学びスタイルならではの成果ではないかと思っています。つまり、授業改善と学級経営がお互いに相乗効果をもたらしているのかと感じます。他には教師の意識が少し変わってくるということです。教師指導型から子供主体の能動的な学習活動に、先生達の意識が少しずつ変わってきます。しかし、これにも色々課題がありまして、活動があるけれども学びがない、というようにならないように教科の目標にいかに近づけられるかということが大きな課題になるかと思っています。次期の教育指導要領でもアクティブラーニングが大きく取り上げられていますが、これを目指して、学びの質、学びの深まりが成果として出るような研究を積み重ねていくことを期待したいと思います。

鈴木委員

佐波古直明さんの手描き友禅作品展についてですが、15年程前に佐波古さんの文化展があり、一度だけ関わったことがあるのですが、今回2回目ということで郷土に根差した作家さんであることを再認識しました。今後はこのような素晴らしい作家さんが座間にいることやこのような座間の文化をより多くの人に知っていただきたいと思いました。

馬場委員長

他にご意見、ご質問等ないので、以上で経過報告を終わります。

次に議案の審議に移ります。

お諮りいたします。議案13号「座間市教育委員会職員の人事について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴人の方は暫時退席をお願いします。

(議案第 13 号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開傍聴人退席)

馬場委員長

続いて、議案第 14 号に移ります。

議案第 14 号「座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の制定について」、石川教育総務課長、説明をお願い致します。

石川課長

議案第 14 号「座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の制定について」座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則を別紙のとおり制定するものでございます。

座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長が指名する教育委員会の委員(以下「教育長職務代理者」という。)が職務を行う場合における法第 25 条第 4 項に規定する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 前条に定める事務の委任を受ける教育委員会事務局の職員(以下「委任を受ける職員」という。)は、教育部長とする。

第 3 条 教育長職務代理者は、法第 14 条に規定する教育委員会の会議その他教育委員会の議事運営に関する事務を除き、具体的な事務の執行等について、教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務の執行を行うことが困難である場合には、その事務を委任を受ける職員に委任することができる。

附 則

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定による教育長(「新教育長」という。)の任命があった日から施行する。

本規則の概要ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では本日お配りした議案第 14 号関係資料、その上段にある法第 13 条第 2 項の規定により、教育長が事故等により欠けたときは、あらかじめ、新教育長から指名された委員がその職務を行うとされております。この規則制定は、教育長の職務代理者たる委員が行う職務のうち、資料の中段にある法第 14 条に規定する定例教育委員会の会議等

の議事運営を除いて、資料下段にございます法第 25 条第 4 項の規定によりまして、事務の委任を受ける場合の職員を教育部長とし、教育長職務代理者がその事務を、委任を受ける職員に委任することができるとするものでございます。なお、この規則は平成 26 年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律による新教育長の任命があった日から施行される規則になります。

以上でございます。

馬場委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。ご質問等もないようですので、議案第 14 号は承認することで宜しいでしょうか。

（異議なしの声あり）

 ご異議等無いようですので議案第 14 号「座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則の制定について」は承認いたします。

 続いて、議案第 15 号に移ります。

 議案第 15 号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の制定について」、議案第 16 号「座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第 17 号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、は一括議題といたします。それでは、石川教育総務課長、説明をお願い致します。

石川課長 議案第 15 号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の制定について」座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱について別紙のとおり制定するものでございます。提案理由ですが、座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱を別紙のとおり制定するものでございます。

 要綱の内容ですが、第 1 条（趣旨）、第 2 条（共催等の範囲）、第 3 条（共催）、第 4 条（後援及び協賛）、第 5 条（共催等の申請）、第 6 条（共催等の承認及び不承認の決定）、第 7 条（共催等の不承認の要件）、第 8 条（共催等の取消し）、第 9 条（事業報告）、第 10 条（事務主管課等）から成り立っております。

 続いて、議案第 16 号「座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則）の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の制定に伴い提案するものでございます。

 座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 団体等が行う事業の共催、後援、協賛に関すること。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 団体等が行う事業の共催、後援、協賛に関すること。

第5条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、前項第3号及び第4号については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

続いて議案第17号、「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」座間市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由ですが、座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の制定に伴い提案するものでございます。座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。別表第2の表を次のように改める。

議案第15号から議案第17号までの説明ですが、まず議案第15号についての説明ですが、これまで、教育委員会における共催等名義使用承認については、生涯学習課と教育総務課のそれぞれの課において類似する2種類の要綱により承認にかかる事務処理をしております。また、近年、営利目的や特定の宗教活動の普及を目的に教育委員会の後援等を申請していると思われる団体等があり、承認をすることができない場合もございます。このような問題から、後援等の承認に関する基準を明確にする必要があることから、生涯学習課と教育総務課の要綱を統一し、又、この要綱を告示し、広く市民にお知らせする必要があると考え、本要綱を制定するものでございます。なお、これまでの2種類の要綱は、事務処理をするための教育委員会内の内部的な基準として告示されていない要綱でありましたので、今回の要綱制定は新規制定の扱いとなります。続いて、議案第16号ですが、これまで、後援等の権限は教育委員会から教育長に委任、又、承認事務における決裁は教育長の専決事項とされておりましたが、議案第15号の要綱を制定することにより、これを後援等の権限のみ本来の形である教育委員会に戻す扱いにするというものでございます。なお、この規則改正により、後援等の承認にかかる承認通知書の名義は教育長から教育委員会に変更となりますが、この規則改正の中で個々の承認事務は定例教育委員会への報告を不要とする扱いとして、あわせて規定をしておりますので、この規則改正による事務処理上の変更点はございません。最後に議案第17号でございます。こちらにつきましても議案第15号の要綱を制定することにより、教育総務課における名義後援に係る事務処理を議案

第 16 号のとおり教育長の専決事項として規定されますので、座間市教育委員会事務決裁規程の別表第 2 の表中の教育総務課所管事務の専決事項から「事業の後援・共催」に関する事項を削除するというものでございます。議案第 15 号から議案第 17 号までの説明は以上でございます。宜しくお願い致します。

馬場委員長 ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。

馬場委員長 ご質問等もないようですので、議案第 15 号から議案第 17 号までは承認することで宜しいでしょうか。

ご異議等無いようですので議案第 15 号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の制定について」、議案第 16 号「座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第 17 号「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」は承認いたします。

続いて、議案第 18 号に移ります。

議案第 18 号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」 浅野生涯学習課長、説明をお願いします。

浅野課長 議案第 18 号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、座間市立公民館条例施行規則（昭和 52 年教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由ですが、市民の社会教育活動と利便性を向上させるために、公民館の開館日を増やすことを提案するものでございます。

座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

座間市立公民館条例施行規則（昭和 52 年座間市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「短縮」を「短縮し、」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第 2 号本文中「休日。」を「休日」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「12 月 28 日」を「12 月 29 日」に改める。

第 5 条の見出しを「(損傷等の届出)」に改め、同条を次のように改める。

公民館を使用する者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的以外に使用しないこと。
- (2) 承認された以外の公民館の施設及び設備を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲

- げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく公民館の備品、器具等を公民館の外へ持ち出さないこと。
 - (5) 許可なく火気を使用しないこと。
 - (6) 飲食は、公民館長が指示した場所等で行うこと。
 - (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (8) その他館長の指示に従うこと。

第6条第2項から第4項までを削る。

第7条中「昭和42年座間市規則第2号」を「昭和42年座間町規則第2号」に改める。
第9条第1項中「1名、副委員長1名をおく。」を「1人及び副委員長1人を置く。」に改め、同条第4項中「事故あるときは、」を「事故あるとき又は委員長が欠けたときは、」に改める。

附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

馬場委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かございますか。
ご質問等もないようですので、議案第18号については承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 ご異議ないようですので、議案第18号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」は承認いたします。
議案事項は以上です。
本日の協議事項はございません。
報告事項に移ります。

お諮りいたします。報告第4号「県費負担教職員の人事異動について」及び報告第5号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴人の方は暫時退席をお願いします。

(報告第4号「県費負担教職員の人事異動について」及び報告第5号「県費負担教職員の任用について」は非公開傍聴人退室)

報告事項は以上です。傍聴人の入室を許可します。

次回の定例会は4月12日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。
以上で3月定例会教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前10時35分）